

会 議 記 録

会議名称	平成29年度 第3回北本市空家等対策協議会	
開会及び閉会日時	平成30年2月7日(水) 開会：午後1時30分 閉会：午後2時30分	
開催場所	庁舎2階2-A・B会議室	
議長氏名	会長 現王園孝昭	
出席委員(者)氏名	現王園孝昭、内田 彰、伊藤亥一郎、柴崎幹夫、中村健士、高橋久雄	
欠席委員(者)氏名	なし	
説明者の職氏名	都市計画課 課長 大島一秀 主幹 山本浩之、主査 角田琢麿	
事務局職員職氏名	都市計画課 課長 大島一秀 主幹 山本浩之、主査 角田琢麿	
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 北本市空家等対策計画について (2) 市内の空き家等の現状について 4 その他 5 閉 会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料1 「北本市空家等対策計画」(素案) ・ 資料2 北本市空家等対策計画作成スケジュール ・ 追加資料 県内市町村の取組状況(県建築安全課作成) 	

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開会
現王園会長	2 会長あいさつ 【現王園会長からあいさつ】
事務局	3 議事 それでは、規則第6条の規定に基づきまして、会長が議長と なりますので、議事進行についてお願いします。
現王園会長	それでは、議事進行につきましては、私の方で進めさせ ていただきます。 まずは、「(1) 北本市空家等対策計画について」(素案) について事務局より、説明をお願いします。
事務局	【議題(1)について】説明】
会長	ただいま、議題(1)について、事務局より説明がありましたが、 質問等ありましたらお願いします。
高橋委員	計画の中で「特定空家等」というものが出てくるが、現状、 市内でこの「特定空家等」に該当しそうな物件は存在するの か。また存在するなら、何件くらいあるのか。
事務局	実際に指定するとなると、前回、御審議いただいた「特定 空家等の判断基準」に照らし合わせて、確認する様々な要件が ありますので、正確には言えませんが、対象となりそうな 物件は2、3件、存在いたします。ただし、これらの物件は、 所有者が判明しており、なおかつ、少しずつですが管理も 行っていることから、指定には至らない現状です。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋委員	<p>実際に特定空家等として、指定して、指導、勧告等を行ってやってもらえない場合、解体等を行って、その代金を所有者に請求していくことになると思いますが、全国的に見て、実例で、代金の回収等は可能ですか。</p>
事務局	<p>代執行に関しましては、請求先のはっきりしている「代執行」と請求先が不明で実施する「略式代執行」があり、圧倒的に後者が多く、回収は見込んでいません。また前者に関しても代執行に至るまでに多くのやり取りを行っても対応しないような所有者等であるため、回収に関しても相当困難であると思われまます。</p>
柴崎委員	<p>計画6ページの北本市の平成25年の空き家率「9.4%」と7ページの空き家率「4.20%」でかなり値が違いますがこれはどのような数値ですか。</p>
事務局	<p>6ページの数値に関しましては、平成25年に実施された住宅・土地統計調査となっておりまして、あくまで抽出された一部の調査地区を使用して推計値を出したものです。</p> <p>一方、7ページの地区別の空き家等につきましては、市街化区域に関しては全棟、市街化調整区域に関しては、地区の自治会に空き家等の情報を挙げていただき、空き家率の値を算出いたしました。</p> <p>住宅棟数の捉え方、空き家等の判断基準等が異なることから、数値に差が生じています。担当としては、空き家等の正確な現状の把握のため、桶川北本水道企業団から水道閉栓状況のデータを取得し、現地調査により7ページのデータの更新に努めております。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	他に御質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、引き続き、今後の計画策定のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料2により、スケジュールについて説明。】
会長	ただいま、スケジュールについて、事務局より説明がありが、質問等ありましたらお願いします。 無いようでしたら、続きまして、議題(2)「市内の空き家等の状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【追加資料により県内の市町村の対応状況の説明】 【空き家現場写真の回覧と説明より市内の状況の説明】
会長	事務局より議案(2)の説明がありました。何か質問等はございますか。
柴崎委員	県内の市町村の対応状況の中でありました「3000万円特別控除」とは、こういった制度ですか。
事務局	親等が住んでいた空き家を相続した場合、その土地・家屋を売却等して得た所得に対してかかる所得税を3000万円の範囲で特別に控除するという制度です。
会長	他に御質問はございませんでしょうか。無いようでしたら、議事全体を通して、質問、御意見等はございますか。 無いようでしたら、これをもちまして議事を終了とさせていただきます。ありがとうございました。 最後に「その他」について、事務局よりお願いします。
事務局	【次回開催予定について】

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>全体をとおして質問等がありますか。</p> <p>無いようでしたら、議事は終了とし事務局へお返しします。</p> <p>5 閉会</p>
事務局	<p>【以上をもちまして、第3回北本市空家等対策協議会を閉会いたします。】</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成30年2月14日 会長 </p>	